

令和8年国東市農業委員会 第5回(5月)総会議事録

1.開催日時 令和8年5月11日(月)14:00～14:45

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202 会議室

3.出席委員 (農業委員)14名

1番 古田明敏委員、 2番 藤本 徹委員、 3番 豊田聖祐委員、
4番 末綱博子委員、 5番 小笠原玉代委員、 6番 坂本 貢委員、
7番 森重なるみ委員、 8番 神田勝士委員、 9番 岩竹忠洋委員、
10番 有次昭二委員、 12番 松原 正 委員、 13番 吉田洋一委員、
14番 佐藤 司委員、 15番 秋國崇己委員

(農地利用最適化推進委員) 1名

平野忠義推進委員

4.欠席委員 1名(11番 松原雅之委員)

5.出席職員 局長 土谷 靖、主幹 栗塚研吾、副主幹 矢野千城、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 1番 古田明敏委員、2番 藤本 徹委員

7.議事日程

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議案第26号 令和7年度農地利用状況調査による非農地決定について

議案第27号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

8.報告事項

農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて

9.協 議

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 5 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日の出席は 14 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。1 番 古田明敏委員、2 番 藤本 徹委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。 申請番号 29 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 1,578 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 30 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 57 m²です。外に畑が 1 筆、田が 1 筆の合計 3 筆です。合計の面積は 274 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により農地の管理できないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 31 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 3,369 m²です。外に田が 5 筆の合計 6 筆です。合計の面積は 12,518 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 当該農地は、これまで貸し借りにより譲受人の父が耕作していましたが、譲受人に事業承継することになり、所有権移転の話がまとまったものです。 申請番号 32 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 787 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、

		譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 33 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 239 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「高齢により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 34 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 559 m²です。外に畑が 2 筆の合計 3 筆です。合計の面積は 988 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」とのことです。売買による所有権移転です。 申請番号 35 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 965 m²です。外に田が 1 筆の合計 2 筆です。合計の面積は 1,659 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」とのことです。贈与による所有権移転です。
議	長	議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 29 番、30 番、31 番、32 番、33 番、34 番、35 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
○ ○ 委 員		申請番号 31 番は、贈与ということですが、面積も広いので、その背景を説明してください。
事 務 局		農地中間管理機構を介して、譲渡人の農地をこれまで譲受人の父が耕作してきた関係にあります。耕作者が後継者に事業を譲ることを決めたことにより、所有権を移転することで今回話がまとまったものと思います。
議	長	他に意見・質疑ありませんか。
○ ○ 委 員		申請番号 30 番は、譲受人は県外の方ですが、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地ですか。そこまで確認を行っていますか。
事 務 局		家に隣接する農地ですが、空き家バンクに関係する農地かどうかまで確認はできておりません。
議	長	他に意見・質疑ありませんか。
		(意見・質疑なし)

	それでは、採決を行います。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 それでは、議案第 25 号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、資料に基づきご説明申し上げます。 農地中間管理機構から、農地中間管理機構を介しての賃借権設定を農用地利用集積等促進計画(案)のとおり行うことについて農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。 今月は 13 件の申請がありました。 申請番号1は、土地の所在〇〇、外 4 筆の地目が田である農地を土地の所有者である〇〇さんから農地中間管理機構が借り受けて、農地中間管理機構から耕作者である〇〇さんへ貸し付けるものです。契約期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 18 年 6 月 30 日までの 10 年間で、使用貸借権の設定をするものです。 申請番号2以降は説明を省略いたしますが、議案に記載のとおりです。 本計画案は大分県知事が認可し、本総会の翌月に県が公告することにより借受者に農地が貸し付けられます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	事務局から説明がありましたが、意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし)
〇 〇 委員	農地法第 3 条との違いは。
事務局	農地法第 3 条は土地所有者と耕作者の双方の合意に基づく契約となりますが、農用地利用集積等促進計画は大分県農業農村振興公社を介した契約であり契約期間が到来すれば契約が終了する制度です。
議長	他に意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 25 号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について承認される方の挙手を求めます。

	(全員挙手) 議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 26 号、農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 26 号、農地利用状況調査による非農地の決定について、資料に基づきご説明申し上げます。 昨年夏に行いました利用状況調査の結果、荒廃化しており農地に該当しないと判断できるものの一覧表となります。 推進委員が調査を完了した後、事務局より所有者もしくは相続人に対して文書による通知を行います。その後、非農地申請を希望する農地を事務局が現地確認を行い、非農地として認めてよいと思われる農地をあげています。 現在も事務局による現地確認を行っているため、確認を終えた分から随時、来月以降も総会にあげて行く予定です。 よって、これらの農地を非農地として認めてよいか審議を求めます。
議長	議案第 26 号農地法利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委員	詳細説明資料はないのですか。
事務局	客観的に原野等の様相を呈するなど農地としての再生が困難な状況にあることを推進委員及び事務局職員が現地を確認しておりますので、詳細資料は準備しておりません。なお、土地所有者から非農地申請があった場合には、詳細説明資料は準備いたします。
議長	他に意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案 26 号農地法利用状況調査による非農地の決定について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 26 号農地法利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 27 号農地法第 5 条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 27 号農地法第 5 条事業計画変更申請については 1 件ですが、申請書受理後に、申請者から申請取り下げの申し出がありましたので、申請の取り下げとして取り扱いいたしたく、よろしく願いいたします。 事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし)
議長	それでは、議案第 27 号農地法第 5 条事業計画変更申請については、事務局説明のとおり申請取り下げとして取り扱いいたします。 では、議事については以上でございます。 報告事項、協議事項等があれば事務局より説明してください。
事務局	(報告事項) 農地法第5条の規定による許可取消願いについて、資料に基づきご報告申し上げます。 令和 7 年 4 月 10 日に開催した令和 7 年第 4 回総会において審議いたしました農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可を受けた譲受人から、事業計画が中断となったため、許可の取消願いの提出が 1 件ありました。所有権については移転されていないことを確認しております。本件受理により許可を取消し、すでに発行している許可指令書は無効といたします。
〇〇推進委員	現地の状況について報告いたします。申請時に確認できたハウスの残骸や防風林などは除却されており、事業中断となった今現在は更地の状態です。以上です。
議長	皆さん方から何かご意見等ありませんか。
〇〇委員	地域住民との話し合いは大事です。地元説明会は開催したのですか。
事務局	本件につきましては新たな譲受人が事業を継承することが決まっておりますので、事業計画自体が中止されたものではありません。改めて農地法第 5 条の規定による許可申請を行うことになります。市としては新たな譲受人に地元説明会を開催してくださいと説明したのですが、事業計画を実施する者の変更のみであれば地元説明会は開催しなくてよいと地元区長から返答をいただいたということですので、改めての地元説明会は開催しないということです。
議長	他に意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし)

〇 〇 委 員 〇 〇 委 員 議 長 副 会 長	その他、何かありますか。 共済新聞等で、国東市内の法人が取り組んでいるスマート農業技術が紹介されていました。働きやすい職場環境づくりの一環として、積極的に効率化、作業負担の軽減に取り組んでいるという内容です。 それから、他の市町では農業委員会から市長へ意見を提出している記事を新聞で見かけます。我々としても働かなければならないところがあって活動していますので、全体の活動を取りまとめて意見を市長に届けることができたいと思います。 市長への意見提出は、先月の総会で審議いたしました農地の集積目標を達成した後に取り組んではと私は思います。 その他、何かありますか。 本日は以上になります。副会長に閉会のあいさつをお願いします。 本日は慎重審議をありがとうございました。〇〇委員が言われるように働かなければならないところは頑張らなければなりません。我々は目標とする農地集積面積を決めておりますので、各委員が一生懸命頑張って目標達成できましたら、ぜひ市長に農業委員会の活動を報告させていただきたいと思います。 これをもちまして、第5回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員
---	--